

規制改革ホットライン処理方針
(令和3年3月9日から令和3年12月2日までの回答)

地域産業活性化ワーキング・グループ関連

提 案 事 項	所管省庁 回 答	区分(案) (注)	別添の該当 ページ
信用保証協会が実施する信用補完制度の対象業種への農業の追加について	現行制度下 で対応可能	△	1
指定団体外からの生乳を購入した乳業者が指定団体との取引において不利にならないようにする	現行制度下で 対応可能 一部事実誤認	◎	2
企業による農地の直接所有の要件緩和	その他	△	3
獣医師のオンライン診療を可能にする	現行制度下で 対応可能	△	4
今後の農業経営に関する提言	事実誤認	◎	5
漁師の漁獲物自由取引について	現行制度下で 対応可能	◎	6
フグ処理者免許の全国統一	対応	△	7
農業振興地域制度及び農地転用許可制度の条件緩和について	1 対応不可／一部 事実誤認 2 対応不可 3 検討に着手	◎	8
農地法について、都道府県において申請等の簡略化のお願い	検討を予定	◎	10
クロマグロ遊漁全域禁止について	【遊漁】 検討に着手 【まき網】 対応	△	11

(注)

◎	各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
○	所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
△	再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項
措置済	提案に対し、所管省庁がすでに対応を行った事項
無印	当面、検討を要しないと判断した事項

提案内容に関する所管省庁の回答

地域産業活性化WG関連

番号:1

受付日	3年8月24日	所管省庁への検討要請日	3年10月12日	回答取りまとめ日	3年11月4日
-----	---------	-------------	----------	----------	---------

提案事項	信用保証協会が実施する信用補完制度の対象業種への農業の追加について
具体的内容	コロナ禍の中、中小企業は、従来通りの業態では、成り立たなくなっている。信用保証協会の対象業種に農業を追加し、異業種参入や、6次産業化などにもスムーズに資金対応できるような環境を整備することで、既存の商業者が付加価値のある業態変更がスムーズに行えるよう、現場の保証協会も後押しできようになる。国の都合、縦割りを守るために、そうした中小企業の進展を妨げたり、手間をかけさせたりすることは如何なものか。
提案理由	信用保証協会が実施する信用保証は経産省所管であることから1次産業が対象外。農水省所管の農林漁業信用基金が存在していることも一因だろう。昨今農業への参入や、6次産業化、自家栽培の食材を用いたレストランの付加価値化など、所謂過去からの区分である商業と農業はよりボーダレスとなってきている。こうした動きに対し主務省は、平成24年に保証協会と農林基金が連携すると謳っているが(どちらかの機関は使えるようにする)、現場では農林基金と保証協会の連携は、なされていないし、その要因として、保証機関と中小企業を繋ぐのは地元銀行であるが、農林基金はJAの取扱が主で、地元銀行は保証協会と連携しているのが現状。それに、そもそも、資金需要が兼業資金のようなものは(両事業にまたがる人件費など、資金使途が明確に分けられないもの)は保証協会の対応は売上案分となり満額保証不可である。となれば、残りの資金はどうすれば良いのか。農林基金が対応するとしても、両保証機関に申込のは無駄である。中小企業者や地元金融機関に浸透している保証協会がシンプルに農業資金や兼業資金も対応できるよう法改正すべきである。
提案主体	個人

	所管省庁	農林水産省経済産業省
制度の現状	中小企業信用保険法に基づく信用保証協会の保証制度は中小企業・小規模事業者が対象であって、農業、林業、漁業、金融・保険業は対象となっていません。農業が対象外と整理されている理由は、農業信用保証保険制度が存在しているためです。そして、信用保証協会の保証制度と農業信用保証保険制度が併設されているのは、それぞれの対象事業者に対する保証の提供に際して要する審査に係る知見や、ひいてはその適切な運営を監督する上で、又は支援政策を講じる上で必要な知見に大きな相違があることによるものです。よって、国の政策的資源を最も効率的に活用するためには、それぞれの専門性の集積に沿って制度運営の責任を区分することが合理的であると考えられます。ただし、農業関連事業者であっても製造加工設備を有する等により信用保証協会の保証制度が利用できるケースや、中小企業・小規模事業者が農業に進出する場合に農業信用基金協会の保証制度が利用できるケースもあります。	
該当法令等	中小企業信用保険法施行令	
対応の分類	現行制度下で対応可能	
対応の概要	現行制度上、農業者等が必要とする資金については、農業信用基金協会が専ら対応しております。中小企業信用保険法に基づく信用保証協会の保証制度の対象業種に農業を追加するというのは、国の政策的資源の効率的な活用の観点からも、相応しくないと考えております。中小企業者等の円滑な保証引受のための体制を整備するため、平成24年7月に信用保証協会と農業信用基金協会の連携強化を周知徹底し、同一地域の信用保証協会と農業信用基金協会が相互に連絡を取り合う体制を整備する等の取組みが行われているところ、こうした取組みを後押ししてまいります。	

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

地域産業活性化WG関連

番号 2

所管省庁への検討要請日 令和2年12月4日		回答取りまとめ日 令和3年3月9日	
提案事項	指定団体外からの生乳を購入した乳業者が指定団体との取引において不利にならないようにする		
具体的内容	指定団体外からの生乳を購入すること、生乳販連からの供給は完全に分離する(指定団体は、乳業者が指定団体外から生乳を購入したことを理由に、生乳供給条件を一方的に変更してはならない)ことを国が省令等により明確に指示することを提案します。		
提案理由	<p>この提案の理由は、第一に学校給食の安定供給のため。</p> <p>次に、2018年度に施行された酪農新制度(畜安法改正)で酪農家が販売先を自由に選択できるようになったが、その販売先である乳業者が、既存の指定団体からの冷遇をおそれて取引の成立を阻んでいる現状がある(実際に取引を打ち切られた事例がある)ため、法改正の実効性を確保するために、指定団体外からの生乳購入した乳業者が、指定団体との取引において不利にならないようにする必要があるためです。</p> <p>学校給食乳の原料乳は、地産地消の条例等により地元の原料乳を使用することが求められているが、原料乳は既存指定団体の配乳によってきめられている。</p> <p>一方生乳の制度は2018年度から流通自由化されており、酪農家は指定団体以外の販売ができるようになっていく。</p> <p>しかし、それを購入する側の乳業者では、このような指定団体以外の生乳を購入すると、地元の生乳販連から配乳を減らされるなどの不利益を被ることが実際にあり、自由な生乳の取引の成立を阻んでいる。</p> <p>特に、学校給食の供給乳業者である場合、条例により地元産の生乳使用が必要で、地元生乳販連にこの原料乳を打ち切られると、この乳業者は学校給食の供給を継続できない。</p> <p>これは学校給食の供給においては、供給事業者の不当な排除につながり、学校給食の安定供給を脅かすものです。</p> <p>乳業者が、生乳販連からの供給で不利益を被ることなく、自由な生乳取引の生乳を購入できるようにすべきです。</p> <p>社会的効果として、酪農家の所得向上(法改正目的の浸透効果)、学校給食の適正な乳業者による安定供給です。</p>		
提案主体	株式会社MMJ		

所管省庁	農林水産省
制度の現状	<p>平成29年に改正した畜産経営安定法において、</p> <p>①加工原料乳生産者補給金を受けられる酪農家の出荷先の選択肢を指定生乳生産者団体以外にも拡大するとともに、</p> <p>②付加価値を高めた牛乳乳製品の製造開発、販売などの酪農家の創意工夫が生かせる環境を整備したところ等です。</p> <p>この法改正により、新たな加工原料乳生産者補給金制度(平成30年4月に施行)では、補給金を受けられる事業者が拡大(10事業者→92事業者)するとともに、酪農家自ら生産した生乳をブランド化し加工・販売することで販路を広げるなど、前向きな取組が進んでいると認識しています。</p> <p>なお、乳業者と指定団体との生乳取引については、他産業と同様、公正かつ自由な競争を促進するため、独占禁止法第19条の規定により、同法第2条第9項で定める不公正な取引方法(排他条件付取引、優越的地位の濫用等)を用いることが禁止されています。</p>
該当法令等	畜産経営安定法第4条、独占禁止法第19条
対応の分類	現行制度下で対応可能一部事実認識
対応の概要	<p>指定団体外からの生乳を購入した乳業者が指定団体との取引において不利な立場におかれることがあれば、独占禁止法違反に該当する可能性があると考えられることから、まずは最寄りの公正取引委員会事務所の窓口にご相談ください。</p> <p>また、学校給食用牛乳の供給事業者の要件について、自県産生乳に限る等排他的な運用がなされている事例があれば当事者に御相談ください。</p>

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

地域産業活性化WG関連

番号:3

所管省庁への検討要請日	令和3年1月27日	回答取りまとめ日	令和3年3月9日
-------------	-----------	----------	----------

提案事項	企業による農地の直接所有の要件緩和
具体的内容	農業の成長産業化に向けた企業による農地の直接所有
提案理由	<p>農業従事者の高齢化が進み、担い手が減少している一方で、農業への参入を希望する企業は一定数存在するが、現在、企業による農地の直接所有は認められていない。他者から借りた土地であれば、企業でも農業を行うことは可能であるが、この場合、将来的に当該土地を返還する必要があることから、大規模な設備投資や土地の改良に取り組むことが困難である。また、近年は、都心に住む個人が相続により地方の農地を取得したものの、農業に従事していないという例もある。以上の背景などから、耕作放棄地が年々増加している。</p> <p>企業の農業参入が進めば、農業の大規模化・集約化が進み、生産性・収益性が高まるとともに、地域に根差した持続的営農が可能となり、地方創生にも大きく寄与する。このため、国家戦略特区制度の活用により兵庫県養父市で5年間の時限措置(2021年8月まで)として実施されている「企業による農地取得」特例は、迅速に継続することを決定し、全国に展開すべきである。</p> <p>また、養父市における「企業による農地取得」特例においても、①農地を一旦自治体が買い入れた上で企業に売却すること、②自治体が①の農地を買い入れる場合は議会の議決を経ること等が必要となっており、ハードルが高いことから、要件を緩和すべきである。</p>
提案主体	日本商工会議所

所管省庁	農林水産省
制度の現状	農地を取得して農業経営を行おうとする農地所有適格法人以外の法人について、地方自治体を通じた農地の取得、不適正な利用の際の当該自治体への移転等の要件を満たす場合には、農地の取得が可能となっています。
該当法令等	国家戦略特別区域法第18条
対応の分類	その他
対応の概要	<p>令和3年1月15日の国家戦略特別区域諮問会議において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養父市で活用されている法人農地取得事業について、特例措置の期限を2年間延長すること ・政府として、当該事業に関する特例制度のニーズと問題点の調査を特区区域以外においても来年度中に実施し、その結果に基づき全国への適用拡大について調整することが決定されたところです。

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

地域産業活性化WG関連

番号:4

所管省庁への検討要請日	令和3年3月4日	回答取りまとめ日	令和3年7月7日
-------------	----------	----------	----------

提案事項	獣医師のオンライン診療を可能にする
具体的内容	昨日(10月9日)、河野規制改革相が医師のオンライン診療を可能にする旨の記者発表がありました。人へのオンライン診療(動画)が可能であれば、獣医師にもオンライン診療(動画)を適用すべきである。獣医師法のその項目が、現代の診療制度に適合していない。
提案理由	オンライン診療動画であれば初診も含めて可能 河野規制改革相は、新型コロナウイルス以外でも、オンライン診療を初診も含め、原則解禁することを、田村厚労相、平井デジタル担当相との間で合意したと明らかにした。河野規制改革相は「安全性と信頼性をベースに、オンライン診療を初診も含め、原則解禁する」と述べ、9日現在、コロナ対策として一時的に解禁されている初診のオンライン診療について、原則解禁することで、田村・平井両大臣と合意したと明らかにした。また、オンライン診療は電話ではなく、映像で行うことを原則化すると表明した。オンライン診療については、安全面での課題や誤診の懸念が指摘され、厚生労働省や医師会が慎重姿勢を示していた。 2020.10.9 河野規制改革相テレビ発表
提案主体	個人

所管省庁	農林水産省
制度の現状	獣医療のオンライン診療について明確に規制する法律等はなく、一般的な診療であれば、技術の進展とともにオンラインにおいて行うことは可能となっているところであり、制度上否定されているものではありません。ただし、要指示医薬品は副作用が強い等取扱いに注意が必要であり、その処方等に際して一度は獣医師の直接対面による診察が必要です。 産業動物においては農場の管理獣医師、農業共済組合、家畜保健衛生所等の獣医師が日常的に往診を行っており、遠隔地等においては現在もオンライン診療が活用されています。 なお、小動物においては特に、心臓の先天性疾患など聴診等が必要となる疾患が多数存在すること、診療対象動物から直接病状を聞き取れないことから触診が診断において重視されること等から、適切な診療を行うには、初診は対面で行うことが合理的であると認識しております。
該当法令等	獣医師法第18条
対応の分類	現行制度下で対応可能
対応の概要	現行制度下で対応可能です。

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

地域産業活性化WG関連

番号:5

所管省庁への検討要請日	令和3年3月4日	回答取りまとめ日	令和3年7月7日
-------------	----------	----------	----------

提案事項	今後の農業経営に関する提言
具体的内容	日本の農業人口は減少の一途。このままでは遠い将来、誰も農業する人が居なくなってしまう、という状況もあり得ます。 これに歯止めをかける提言です。 その提言とは、農業の法人化そのものです。 既に実施されているところもありますが、全国的な法人化を進める、ということです。
提案理由	今の日本の農業は個人経営が大半です。 この個人経営の弱点は (1) 各個人で必要な設備(トラクター、耕運機、ハウス施設、肥料など)を全て自分で準備するため、費用負担が大 (2) 各個人ではせいぜい3人(年寄り夫婦と長男)で農業できればよい方で、最悪、1人で実施。つまり、孤独感、あるいは、嫌悪感が強くなる (3) 長男に嫁さんが見つからない。女性も農業の家に嫁ぐことには抵抗感がある (4) 年を重ねるごとに農業従事自体が負担になっていく (5) その結果、後継者がいない といったことが挙げられる。 これは個人で農業を実施することには無理がることを証明しているようなものです。 しかしながら、日本の農業経営の火を消すことはできません。 各個人が難しければ、団体で農業経営すべきです。 沢山の人が集まって、農地、人を効果的に、計画的に農業していただくことで、連帯感も生じ、何よりもやる気が生じます。 【企業経営のメリット】 (1) 各家庭の資産を手放さないようにできる (2) いつまでも農業経営が継続される (3) 若い人、中年、老人それぞれに見合った仕事分担ができる (4) 同年代の方が一緒に農業することで孤独感など解消できる (5) 農業している方に嫁ぐ女性が増えてくる…農家に嫁ぐ意識は薄れ、会社人に嫁ぐ気持ちになるため (6) 農業経営に必要な設備費用が各個人から分散できる これまで、議論はされるが、実現できていない。それは、各個人の財産という意識が強いためでもあります。この意識改革を長い年月をかけて推進してゆくことが肝要ですし、これが実現できるか否かで日本の農業将来像が見えてきます。 是非とも検討お願いします。
提案主体	個人

所管省庁	農林水産省
制度の現状	・農業経営の法人化には、経営管理の高度化、雇用を通じた人材確保、円滑な経営継承などといったメリットがあることから、農林水産省では農業経営の法人化を推進しています。 ・農業経営の法人化の推進については、農業経営法人化総合支援事業により、平成30年度から都道府県レベルに設置している農業経営相談所を通じて、農業経営の法人化も含め、農業経営者が抱える農業経営の諸課題に対して、税理士や中小企業診断士等の専門家チームによる伴走型支援を行っております。 ・また、農業法人に対しては、制度資金における借入限度額の拡大や農業法人投資育成制度を通じた出資、補助事業の採択時の優遇等を講じているところです。 ・さらには、農業経営の法人化に関するパンフレットを農林水産省のホームページ上に掲載するなど、法人化のメリット等について周知し、個人の農業者の法人化を推進しています。
該当法令等	なし
対応の分類	事実誤認
対応の概要	制度の現状欄に記載のとおりです。

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

地域産業活性化WG関連

番号:6

所管省庁への検討要請日	令和3年3月4日	回答取りまとめ日	令和3年7月7日
-------------	----------	----------	----------

提案事項	漁師の漁獲物自由取引について
具体的内容	漁師が漁獲したものを漁業組合を通さないネット販売などの取引をある程度自由化して欲しい
提案理由	<p>漁業において、漁師がネットなどで直売するのは漁業組合またはぎょれんの大きな枠組みでのみ取り扱いとなり、漁師個人による自由な取引が認められていません。</p> <p>漁業組合は売上から半分程の手数料つまり1万円の水揚げ高に対して5000円程の手数料を取ります。</p> <p>しかしその漁獲物をネットで産地直送したいなどは各漁師が検討して、買いたいお客様がいても、組合がネット販売をやらない限り不可能なのが現状です。</p> <p>売りたい生産者、買いたい消費者がいるにも関わらずです。</p> <p>漁業組合の取りまとめの長はだいたい70歳くらいの漁業一筋の浜の親父ですから、都市部でばかりノウハウを得られるネット販売事業はまるで解らない方ばかり。</p> <p>しかしこれが実現すれば日本の新鮮な海産物を都市部の人に格安でお届けできるし、漁師にとっても利益になるのです。</p> <p>ここを自由化することで、ネット販売などの地方活性化とともに地方にもノウハウが流れ、様々な産業の活性化に繋がると思います。</p> <p>余談ではありますが自分の地域の漁師は自分達が最後の漁師になりそうほど過疎化が進んでいます。</p> <p>取引をある程度自由化することで、漁師をやる若者が増える可能性を少しでも広げたいと考えています。</p> <p>これには自分達の組合だけではなく、北海道全域ひいては全国のぎょれんレベルでご検討頂く必要がございます。</p> <p>しかし、ぎょれんなどはこういった既得権を改正する動きについては要望を聞き入れない傾向にあります。</p> <p>是非とも宜しくお願いいたします。</p>
提案主体	個人

所管省庁	農林水産省
制度の現状	<p>水産業協同組合法においては、組合員が漁協を通さずに漁獲物をネット販売等で直売すること(いわゆる系統外出荷)を制限するような規定はありませんが、漁協が組合員に対して販売事業の利用を強制し系統外出荷することを制限する行為は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)上の不正な取引方法に該当し違法となる恐れがあります。</p> <p>このため、従来から「漁協等向けの総合的な監督指針(信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。)(平成25年5月29日付25水漁第341号水産庁長官通知)において、系統外出荷の制限など独占禁止法に定める不正な取引行為に該当する行為を行わないよう定めるとともに、令和3年4月14日付けで同旨の通知文書を水産庁長官名で都道府県及び都道府県漁業協同連合会等あて発出したところです。また、独占禁止法の不正な取引方法に当たる行為などに関する相談窓口(https://www.contactus.maff.go.jp/jfa/form/keiei/tekiseitorihiki_madoguchi.html)を同日付けで水産庁に設置しています。</p>
該当法令等	水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)等
対応の分類	現行制度下で対応可能
対応の概要	<p>制度の現状欄に記載のとおりとなっておりますが、さらに、規制改革実施計画(令和3年6月18日付け閣議決定)に基づき、公正取引委員会と連携し、「水産物・水産加工品の適正取引推進ガイドライン」を令和3年度上期に作成する予定としております。</p>

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

地域産業活性化WG関連

番号:7

所管省庁への検討要請日	令和3年3月24日	回答取りまとめ日	令和3年5月24日
-------------	-----------	----------	-----------

提案事項	フグ処理者免許の全国統一
具体的内容	<p>安部政権下の規制改革推進会議で、フグ産業界の嘆願により事案が紹介されたが、放置されたままである。 課題:都道府県別のフグ処理者免許を全国統一する。 目的は、 (1)フグ食安全リスクの都道府県格差を無くす(食の安全規制改革)、 (2)免許保有者の都道府県間での転職・職場移動等を可能にする(商業・職業活動規制改革)、 (3)海外輸出を可能にする(商業活動規制改革)。</p>
提案理由	<p>理由 (1)フグ食の安全リスクが都道府県間で異なる。一食の安全リスクと商業活動の障害。 (2)フグ処理者の知識と技能が都道府県間で異なる。原因:都道府県間で免許認定方式が異なる。一食の安全リスクと商業活動の障害。 (3)フグ処理者が、全国統一で、最新の「食の安全」知識=最新フグ水産学知識を保有するか否かの、同知識保有の有無を確認する制度の欠如。海水環境の変化等によるフグ生息域変化、両性具有個体や交雑種の出現等。一食の安全リスク。 (4)中国や韓国からの輸入フグに対するフグ処理者の鑑別知識・技能の欠如。特に養殖フグの飼料に混ぜる薬物一食の安全リスク。 (5)フグ処理者免許が都道府県ごとに異なり、統一の更新制度がない。一食の安全リスク。 (6)フグ輸出不可。海外の輸入国が日本のフグ食品安全を認めない。理由:都道府県間のフグ取扱規制格差に対し、日本のフグ処理者統一法規制の欠如。 (7)フグ誤鑑別や誤処理のリスクが宅配等で全国に一気に拡散する。一食の安全リスク。 厚生省は、以上の事実を承知して、食品衛生法改定で、改革に取り組んだが、結果は旧規制の修正に終わった。多数のフグ中毒事故が発生した場所、処理当事者と行政責任が法的に争われる可能性が高い。外国人中毒の場合、国際問題化する可能性がある。フグ取扱い特別措置法制定が必要である。</p>
提案主体	個人

所管省庁	厚生労働省
制度の現状	<p>ふぐに係る規制については、従前、厚生労働省通知に基づき、都道府県等が条例等によりふぐに係る規制を定め、運用してきましたが、平成30年6月に公布された食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第46号)の施行に伴い、ふぐ処理者の認定に係る制度への国の関与を明確にし、ふぐ処理者の知識及び技術の水準の全国的な平準化に資することを目的として、国内関係者の状況、都道府県等の現状等を勘案しつつ、実効性のある仕組みを検討しました。</p> <p>具体的には、令和元年10月にふぐ処理者の認定基準を取りまとめ、さらに、令和2年5月に都道府県等において定めるべき事項を指針として整理し、関係条例等の見直しを都道府県等に通知しました。また、ふぐの処理については、都道府県知事等が認めるふぐ処理者に処理させるか又はふぐ処理者の立会いの下に行わせなければならない、と令和2年6月1日に施行された食品衛生法施行規則に規定しました。これらにより、都道府県等間のふぐ処理者の資格受入を推進するとともに、ふぐ処理者の認定基準を輸出要件として提示し、ふぐの輸出解禁協議を進めています。</p> <p>なお、ふぐ処理者については、現在、都道府県等が地域の現状を踏まえて条例等を整備し、監視指導を実施していること及びふぐ処理者が提供したふぐによる食中毒がほとんど発生していないことを考慮の上、ふぐ処理者を認定する際の基準の平準化を進めているところです。</p>
該当法令等	食品衛生法第50条の2第1項 食品衛生法施行規則第66条の2及び別表17
対応の分類	対応
対応の概要	<p>制度の現状欄に記載のとおりです。</p> <p>厚生労働省では、令和3年度を目標に、都道府県等におけるふぐ処理者の認定要件の見直し状況及び都道府県等間のふぐ処理者の受入状況について調査を行い、公表する予定としており、これらも踏まえ、引き続き都道府県等間の格差是正、輸出解禁協議等を進めていきます。</p>

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

地域産業活性化WG関連

番号: 8

所管省庁への検討要請日	令和3年4月23日	回答取りまとめ日	令和3年7月7日
-------------	-----------	----------	----------

提案事項	農業振興地域制度及び農地転用許可制度の条件緩和について
具体的内容	<p>農業振興地域制度及び農地転用許可制度の許認可の要件が厳しく、手続きが長期に渡るため、農家の規模拡大や新規就農者の参入、各種事業実施の際の大きな障害となっていると思われる。「農業以外の土地利用との調整を図りつつ優良農地を守る」という目的は理解できるが、以下のような要件緩和、手続きの簡素化を提案する。</p> <p>1.農家が自ら名義の土地に農業にかかる施設を設置するときの条件緩和 2.農業振興地域への「編入」手続きがいらぬのではないか？ 3.許認可手続きの事務手続きおよび期間の簡素化、短縮化</p> <p>具体的な理由については、下記のとおりである。</p>
提案理由	<p>1.農家が自ら名義の土地に農業に係る施設を設置するときの条件緩和 私は、行政において畜産(肉用牛)を担当しているが、農家が規模拡大(牛舎、堆肥舎の新設)を目指しても農業振興地域内用途区分の変更及び農地の転用許可が必要になる。耕種のみが農業ではなく、畜産も農業である。用途区分の変更は必要であろうか。申請しても、代替地の検討や必要最低限の転用のために分筆(分筆にかかる経費は農家負担)を求められることもある。宅地やその他施設へ転用するのは、問題だが同じ農業に係る施設を設置する際は、条件を緩和しても良いのではないかと。</p> <p>2.農業振興地域への「編入」手続きがいらぬのではないか？ 国庫事業などを活用する場合、対象地や作付地が農業振興地域内であることが求められる。しかし、私の住む離島のような場所だと農地が限られており、農業振興地域外にも農地を求めることが多いが、農業振興地域外ということで、事業対象外になることもある。</p> <p>3.許認可手続きの事務手続きおよび期間の簡素化、短縮化 国庫事業や資金の借り入れを活用しようとしても、1.2のような課題とともに提出書類等が多く、手続きが煩雑かつ長期に渡るためスピード感のある事業実施やタイミングの良い借り入れを断念したこともある。許認可という性質から、許認可を出す県等の対応も厳しい。以上のようなことが緩和されれば、担い手の規模拡大や新規就農者の参入にスピード感を持って取り組み、事業実施の幅も広がり、農家側、行政側の負担軽減にも繋がる。我が国の農業はますます発展するものと考えて、農家の足を引っ張る制度であってはならない。</p>
提案主体	個人

所管省庁	農林水産省
制度の現状	<p>1 農用地区域内に農業用施設を設置する場合は、農用地区域の用途区分が農業用施設用地である土地に設置することとされています。このため、農用地区域の用途区分が農業用施設用地以外の土地に農業用施設を設置する場合は、あらかじめ用途区分を農業用施設用地に変更した上で設置する必要があります。また、農用地区域内農地は原則として農地転用の許可ができませんが、農用地利用計画において指定された用途に供するために転用する場合には、農地転用の許可が可能です。</p> <p>2 農業振興地域の指定及び農用地区域への編入要件は、農振法令等において定められており、要件を満たす場合には、指定又は編入を行うこととされています。</p> <p>3 農用地区域内の土地に農業用施設を設置する場合は、用途区分が農業用施設用地である土地に施設を設置することから、用途区分が農業用施設用地以外の土地に施設を設置する場合は、あらかじめ用途区分を農業用施設用地に変更した上で設置する必要があります。</p> <p>農地転用許可申請書又は農地転用届出書に添付する必要がある書類については、農地法施行規則(昭和27年農林省令第79号)及び「農地法関係事務処理要領の制定について」(平成21年12月11日付21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長通知)に定められているところです。</p> <p>また、添付書類のうち「その他参考となるべき書類」として申請書に添付させるものは、審査をするに当たり、特に必要がある場合に限る趣旨のものであり、転用許可申請書等に添付義務のない書類の一律添付を求めることは申請者に過分の負担を課するものであるため、適当ではないものとしていくところとします。</p>
該当法令等	<p>農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項、第10条第3項 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の2第1項第1号二 農地法第4条第6項及び第5条第2項 農地法施行規則第26条各号、第30条各号、第50条第2項各号及び第57条の2第2項各号 「農地法関係事務処理要領の制定について」別表1の第4の1の(1)のイ及び(2)のイ</p>
対応の分類	1 対応不可 / 一部事実承認 2 対応不可 3 検討に着手

<p>対応の概要</p>	<p>1 農用地区域内の用途区分は、農用地区域内において、農用地と農業用施設用地が交錯・混在することを避け、効率的に農業生産基盤整備及び農作業を行うために設定しているものであり、両者を分けて扱う必要があります。</p> <p>なお、1haを超えない用途区分の変更については、軽微な変更として簡易な処理で手続が可能となっています。</p> <p>また、農地転用許可基準においては、</p> <p>① 農業用施設については代替性の検討を求めていること、</p> <p>② 一筆のうちの一部を転用する場合に、土地の分筆を行うことは求めていることから、事実誤認です。</p> <p>2 農業に関する公共投資その他農業振興に関する施策は、計画的かつ集中的に実施する必要があることから、農林水産省所管の国庫補助事業の多くは農業振興地域(農業生産基盤整備事業は農用地区域)を対象として実施しています。</p> <p>なお、補助事業の採択要件は、それぞれの事業によって異なることから、補助事業の活用可否については国又は都道府県の補助事業担当者にご相談ください。</p> <p>3 農用地区域の用途区分が農業用施設用地以外の土地に設置する場合は、あらかじめ用途区分を農業用施設用地に変更する必要がありますが、1haを超えない用途区分の変更については軽微な変更として、農業振興地域整備計画の案の公告・縦覧や農用地利用計画に係る異議の申出の受け付けを行うことなく簡易な処理で手続が可能となっています。</p> <p>また、転用許可申請書の添付書類は、農地法施行規則で定められており、かつ、「農地法関係事務処理要領の制定について」において、具体的な取扱いを示しているところですが、特に、「その他参考となるべき書類」については、許可申請の審査をするに当たって、特に必要な書類を一律に求めることは適当ではないこととしております。</p>
--------------	--

<p>区分(案)</p>	<p>◎</p>
--------------	----------

提案内容に関する所管省庁の回答

地域産業活性化WG関連

番号 9

所管省庁への検討要請日	令和3年5月26日	回答取りまとめ日	令和3年6月16日
-------------	-----------	----------	-----------

提案事項	農地法について、都道府県において申請等の簡略化のお願い
具体的内容	農地法、3条、4条、5条等の申請を行う際、都道府県により、考え方が違っており、市町村にある農業委員会は、上位である都道府県の意見により申請時の書類添付等大きな差があるように思える。ちなみに、神奈川県は、申請時の書類が簡略化され、3条、4条、5条の申請内容も簡略化されているが、山梨県は、申請時の内容が厳しく神奈川県でできる申請ができないなど、東京都も簡略化されている。農地法は、改正がされて全国的に農業委員会のあり方も変化したと思うが、まだ、古い考え方で申請内容等をガチガチにして厳しくしている県がある。
提案理由	提案理由となるかわからないが、農地法、農業委員会法等、改正され、農業分野も少子高齢化に向け、農地を守る、現況の土地の利用実態に合わせたり、耕作放棄地や休耕農地を解消するために農業をしたい人たちに農地が購入出来たりできる開かれたものにならないか？例として現在、条件で20aの農地を持っていないと購入や生前贈与等ができなかったり、現況が宅地、駐車場等で地目が農地の場合など、申請手続きの際、条件によってできない、添付書類がやたらと多くなり行政書士等の費用がかさむ等の問題がでている。しかし、神奈川県や東京都は、この申請や条件が緩く申請等が簡略化されて現況の土地の実態に即した申請もスムーズにできる。山梨県の場合は、古い考えが残っていて非農地証明の手続きも厳しく、土地の実態が明らかに農地でないのに申請が厳しく住民はあきらめている方が多くいる。こうした問題を行政改革により、首都圏のような簡略化した統一的な申請や条件、実態にあった土地利用が簡単にできれば対象となる住民の軽減、費用の削減につながり、固定資産税等にも反映されど考えます。少子高齢化が進み、移住等農地付きで購入でき、農業をやりたい方に開かれた農業分野にしていきたいと思えます。
提案主体	個人

所管省庁	農林水産省
制度の現状	農地法第3条、第4条及び第5条の許可申請書の記載事項及び添付書類については、農地法施行規則及び「農地法関係事務処理要領の制定について」(平成21年12月11日付21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長通知)において規定しています。
該当法令等	農地法第3条、第4条及び第5条 農地法施行令第1条 農地法施行規則第10条、第11条、第30条及び第57条の2 「農地法関係事務処理要領の制定について」別紙1の第1及び第4
対応の分類	検討を予定
対応の概要	現在、政府全体として、書面等の行政手続きについてオンライン化を進めているところであり、農地法第3条、第4条及び第5条の許可申請手続きについても、令和4年度から『農林水産省共通申請サービス(eMAFF地図)]を活用したオンライン申請が可能となるよう詳細を検討しているところです。ご提案の申請書の簡略化につきましても、この中で検討してまいります。

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

地域産業活性化WG関連

番号: 10

受付日	3年8月24日	所管省庁への検討要請日	3年10月12日	回答取りまとめ日	3年12月2日
-----	---------	-------------	----------	----------	---------

提案事項	クロマグロ遊漁全域禁止について
具体的内容	クロマグロ遊漁全域禁止では無く1人2本などのバックリミット、ライセンス制、日本海域などの大雑把なエリアでは無く、各県海域での管理。 マグロ産卵期の巻き網漁業の規制を求めます。
提案理由	水産庁による8月20日発出。21日からの「急な」クロマグロ遊漁全域禁止における、各地遊漁船、宿、コンビニ、ガソリンスタンド、飲食店が、お客さんから多数のキャンセルを受け、困っています。 水産庁が今シーズン当初からプレスリリースなどをせず、釣り人からの意見を聞かずに、曖昧なマグロの漁獲量のルールを作りました。 釣り人が各地に落とすお金は相当なものです。 水産庁が、消費税や各県の税収を激減させた。と言っても過言ではありません。 早急に、今シーズンは1人1本などのバックリミットを決め、出来るだけ早く、クロマグロ遊漁全域禁止を取り下げていただきたいです。 まずは、大手の巻き網漁業を規制してください。
提案主体	個人

	所管省庁	農林水産省
制度の現状	<p>【遊漁】 クロマグロについては、中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)で決定した国際的な資源管理措置(2002-04年(平成14-16年)の平均漁獲量より小型魚は半減、大型魚は増加させない)に基づき、各国ごとに漁獲の上限を定め、これを超過した際には、翌年の漁獲から差し引かれるとの厳しい措置が採択されています。 これに基づき、我が国は、既に漁業者に対し厳格な数量管理を実施しています。このため、遊漁者についても、漁業者の取組に準じた協力をこれまで求めてきましたが、資源管理の実効性を確保するため、遊漁についても一定の管理を行う必要性が生じてきたことから、令和3年3月に開催された広域漁業調整委員会で決定し、令和3年6月から広域漁業調整委員会指示による規制(小型魚の採捕禁止、大型魚の採捕報告)が導入されました。 その後、遊漁によるクロマグロの採捕が当初想定していた水準を大幅に上回る数量となり、このままの水準で推移すれば、漁業者を含めたクロマグロの資源管理の枠組みに支障を来すおそれが生じたことから、7月から8月に開催された広域漁業調整委員会で決定し、導入された広域漁業調整委員会指示に基づき8月21日以降、令和4年5月31日まで大型魚についても採捕禁止となったものです。 なお、今回の広域漁業調整委員会指示による遊漁への規制の導入にあたっては、幅広く遊漁者側の意見も踏まえた上で検討する必要があったことから、広域漁業調整委員会において、遊漁の全国団体である一般社団法人全日本釣り団体協議会、公益財団法人日本釣振興会、NPO法人ジャパンゲームフィッシュ協会、一般社団法人日本スポーツフィッシング協会の方に参加していただき、参考人として意見を聴取しています。</p> <p>【まき網】 まき網については、平成27(2015)年以降、WCPFCの勧告に従って、既に厳格な数量管理による漁獲規制を実施しています。</p>	
該当法令等	<p>【遊漁】 漁業法第121条等 【まき網】 漁業法第15条等</p>	
対応の分類	<p>【遊漁】 検討に着手 【まき網】 対応</p>	
対応の概要	<p>【遊漁】 制度の現状欄に記載のとおり、令和4年5月31日までは遊漁によるクロマグロの採捕は全面的に禁止となっています。令和4年6月以降のクロマグロの遊漁の管理のあり方については、今後新たに導入した規制の効果や実施を通じて浮かび上がった課題を検証した上で、クロマグロの資源管理全体の状況も踏まえつつ、御提案の論点も含め、関係者の意見を聞きながら決定したいと考えています。</p> <p>【まき網】 制度の現状欄に記載のとおりです。</p>	

区分(案)	△
-------	---